

回覧

農業委員会だより



令和8年1月15日発行
指宿市農業委員会

新年のご挨拶

2026年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

市民の皆様におかれましては、農業委員会活動へ格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。また、昨年、全国で大雨や台風による自然災害が発生し、被害にあられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、昨年を振り返ると、農業を取り巻く環境は、米の価格高騰や異常気象、農業資材の高騰など様々な要因が重なり、大変厳しい状況となっております。その一方で、「第27回(令和7年度)全国農業担い手サミット in かごしま」が10月に開催されました。鹿児島県では初めての開催で、「日本の未来を語ろう！南の宝箱鹿児島で～共に創ろう！新しい農業のカタチ～」をテーマに、県内外から多くの農業者や関係機関・団体が参加されていました。今回のサミットを契機に、新たな交流や経営改善に向けた意欲が高まった農業者も多かったのではないでしょうか。

また、本市農業委員会は、各委員が役割をしっかりと理解し、一丸となって農業委員会活動に取り組んでおります。担い手の確保、農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進、農業者年金の加入推進、農地等に関する情報提供活動など、取組むべき課題は多々ございますが、今後とも、農業者の皆様と共に、本市農業のますますの発展に向けて邁進していく所存であります。引き続き農業委員会活動へより一層のご支援とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

結びに、皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

指宿市農業委員会 会長 松木 茂久

農業者年金加入推進強化期間中



12月に引き続き、1月も農業者年金加入推進強化期間となっております。農業者の老後生活の安定のため農業者年金の加入を推進するために、農業委員や農地利用最適化推進委員が、制度の案内のため戸別訪問を行っておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

『第40回いぶすき産業まつり』に参加しました！



【農地相談コーナー】

相談員として農業委員・農地利用最適化推進委員が交代で8名従事し、農地の相続や貸し借り、鳥獣被害など様々な相談を受けました。

農地の貸し借りは農業委員会へご相談ください！

農地の貸し借りは、農地法により農業委員会を通じての契約が必要です。貸し手・借り手同士の口約束で行う「農業委員会の許可を得ていない貸借契約」は、以下のようなトラブルに発展する恐れがあります。「手続きが面倒だから…」「きちんと約束したから大丈夫!」とお考えになる前に、まずは農業委員会へご相談ください。

①貸した農地が返ってこない場合があります。

賃借人が賃借権の時効（民法によるもの）を主張した場合、農地が返還されないことがあります。

②農業委員会の許可なしで農地の貸借契約を行うと、法律の保護がありません。

農業委員会の許可を得ていない貸借契約は、法律の保護を受ける契約の形ではないため、トラブルが発生した場合、リスクを伴います。貸し手・借り手の権利を守るために、農地法または農地バンクによる貸借手続きをご案内します。

農用地あっせん情報

令和7年1月25日委員会承認

所在	希望地目		面積(m ²)	希望内容
	登記	現況		
山川大山字山中	畠	畠	1,716.00	売渡

※農地を買う場合や借りる場合は、認定農業者、認定新規就農者等が優先されます。また、すでにあっせんが成立している場合はご了承ください。

※詳しくは、お近くの農業委員、農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局へお問い合わせください。

各種申請受付締切 1月30日(金) 第20回農業委員会総会開催日2月25日(水)

【お問い合わせ先】 指宿市農業委員会事務局 TEL 22-2111

内線番号 農地総務係5721 振興係5723 地域計画係5724